



商工会会員かわら版

発行先：矢板市商工会
住所：矢板市本町2-18
電話：43-0272
FAX：43-1767
URL：http://yaita.shokokai-tochigi.or.jp

お知らせ♪

公募開始
されました!

軽減税率対策補助金(レジ補助金)

レジや受発注システムを導入・改修する方への国の補助制度があります。

1 軽減税率対応レジの導入・回収の支援

- 今使っているレジが複数税率に対応しているかレジメーカー等に確認する。
- 2019年9月30日(月)までに導入・回収、支払いを完了し、2019年12月16日(月)までに補助金を申請する。(事後申請)

●軽減税率(複数税率)対応レジの導入支援

対象者：軽減税率対象商品の販売を行っている中小の小売事業者等
 補助率：原則3/4 なお、3万円未満のレジ購入の場合4/5
 補助上限：レジ1台あたり20万円、券売機1台あたり20万円
 なお、商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円
 1事業所あたり上限200万円
 完了期限：2019年9月30日まで

2 受発注・請求書管理システムの改修

- システムの改修・入替の必要性についてシステムベンダー等に確認する。
- 補助金の交付申請は原則代理申請となる。

●受発注システムの改修等支援

対象者：軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある中小の小売事業者・卸売事業者等
 補助率：原則3/4
 補助上限：1000万円(発注システム)、150万円(受注システム)
 完了期限：2019年9月30日まで
 システム会社に改修を依頼する場合は、2019年6月28日までに事前申請が必要

●請求書管理システムの改修等支援

対象者：軽減税率制度の導入に伴い請求書管理システム(※)の改修等を行う必要がある中小の卸売事業者、製造事業者等
 (※区分記載請求書等保存方式に対応した請求書の発行を行うシステム)
 補助率：原則3/4
 補助上限：150万円
 完了期限：2019年9月30日まで

※補助金の詳細は以下の URL をご覧ください。

http://kzt-hojo.jp/

夏季資金等借入個別相談会のご案内(1日公開矢板支部)

- 日時 7月11日(木) 午前10時～午後3時
- 場所 矢板市商工会館

※商工会にある借入申込書にご記入いただき、必要書類を提出のうえ、当日面接(30分)・審査となります。
 ※申込前の事前相談・条件変更の相談でも結構です。
 ※必要書類・・・決算書及び確定申告書2年分、最近の試算表、見積書等(設備資金)、借入金がある場合は返済予定表

○申込方法 商工会へお申し込みください。必ず事前にご予約下さい。

小規模事業者持続化補助金のご案内

小規模事業者が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成・申請し、採択された場合、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3が補助されます。

補助対象者：商工会の管轄地域内で事業を営む小規模事業者 個人・法人
 補助対象経費：機械装置費・広報費・展示会等出展費・開発費・外注費他
 補助上限額：対象経費の3分の2以内 50万円
 実施期間：交付決定日から2019年12月31日(火)まで
 受付締切：一次締め切り 6月28日(金) [締切日当日消印有効]
 二次締め切り 7月31日(水) [締切日当日消印有効]

補助金活用の流れ

1. 経営計画の策定・申請書の作成
2. 商工会へ申請書を提出(商工会から様式4・様式6の交付)
3. 申請内容の審査
4. 補助金の交付決定
5. 販路開拓等の取組み実施
6. 実績報告書を作成し提出

※申請には商工会からの事業支援計画書(様式4)・事業承継診断票(様式6)の交付が必要です。遅くとも締切の1週間前までにはお越しください。
 ※詳細は矢板市商工会ホームページをご覧ください。

「やいたまちゼミ」参加店募集のご案内

第4回目となる「やいたまちゼミ」の参加店を募集しています。
 開催期間：7月20日(土)～8月31日(土)
 申込締切：6月14日(金)

「まちゼミ」とは、商店街の店主が講師となり、プロならではの専門的な知識や情報を地域住民に提供するユニークなゼミナールです。商店街としては **お店を紹介** できること、個店としては **新規顧客の獲得** に繋がるなど、この取り組みによって個店同士の **連帯感がアップ** し、それが面的な **商店街活性化** に繋がるといった効果も期待できる事業です。

- 特徴1：** ゼミ講師は身近な商店街のお店の人たち。アットホームな手作りの講座です。
- 特徴2：** 参加者の方は、お店の専門性を活かして、普段はなかなか知ることのできない、その道のプロならではの知識が学べます。
- 特徴3：** 講座は商店の応接コーナー等で少人数制で行うことでより深いコミュニケーションが図れます。

※参加募集等詳細につきましては同封のご案内をご覧ください

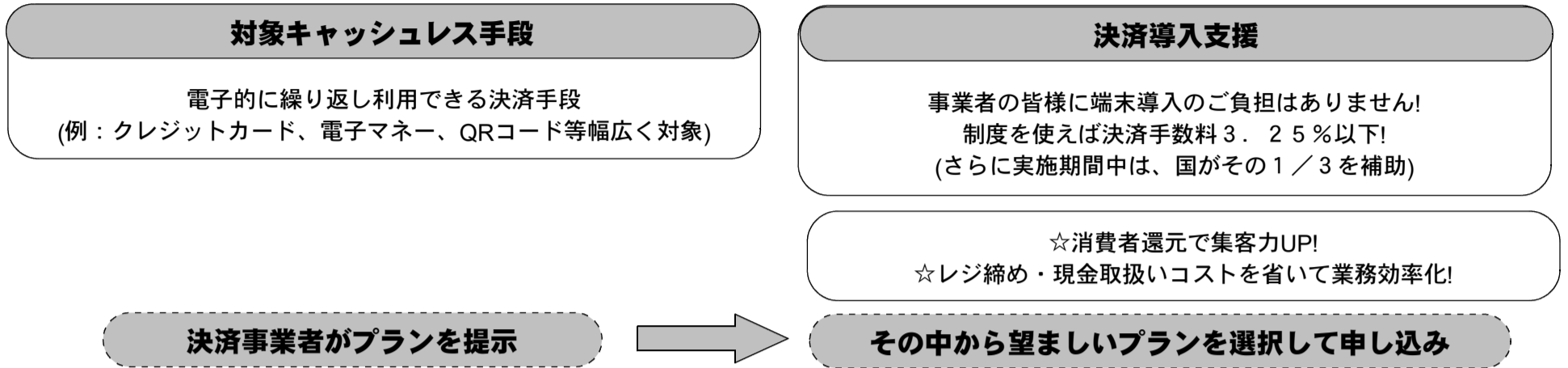
《商品券取扱店募集》

矢板市では、市が発行するプレミアム付商品券の取扱い加盟店を募集しています。詳細は市からの案内をご覧ください。

お申し込み・お問合せは矢板市社会福祉課へ(TEL43-1116)

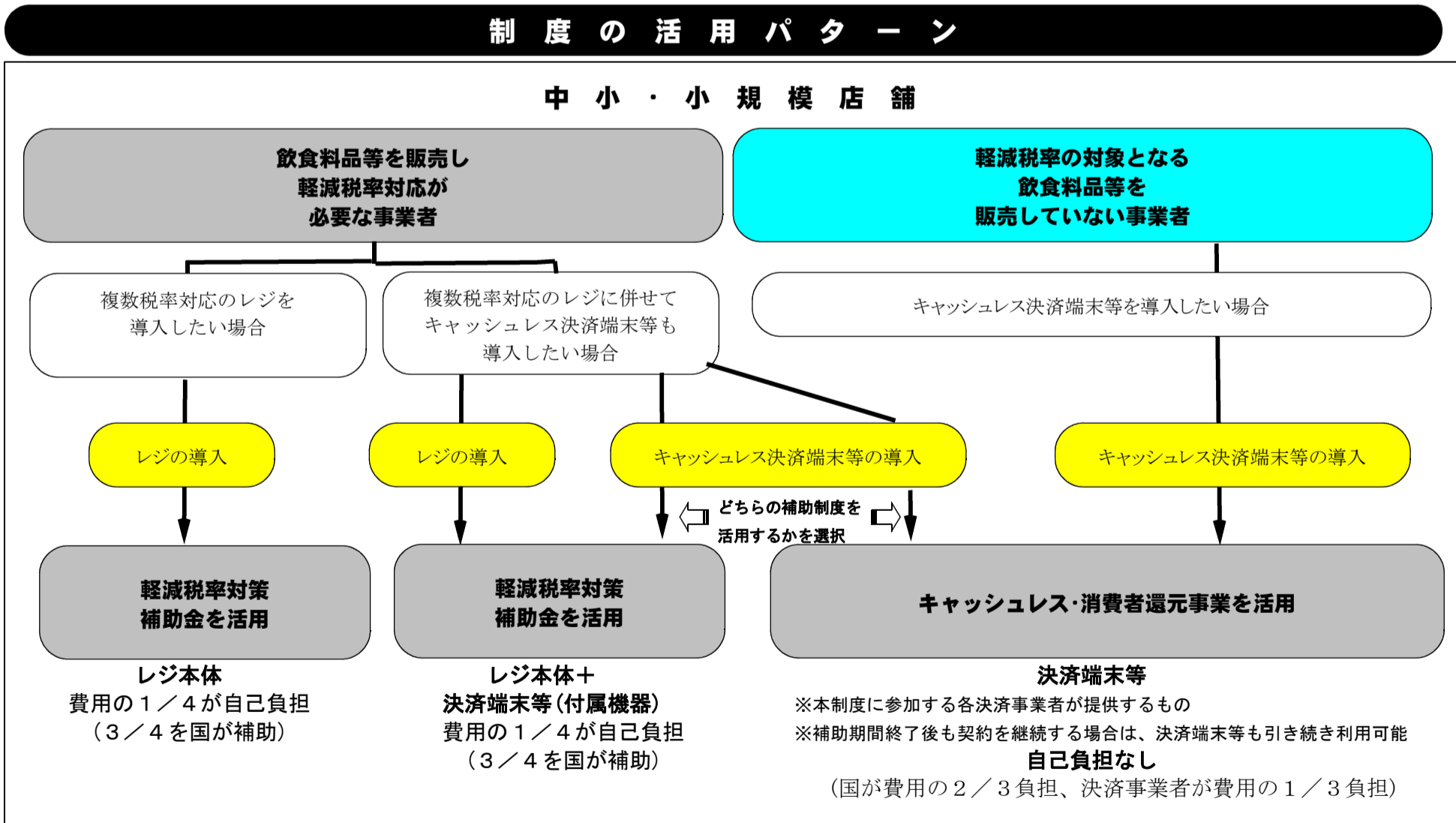
《キャッシュレス・消費者還元事業とは?》

- ☑10月1日以降、対象の店舗でキャッシュレス支払いをした方にはポイント還元等を実施。
- ☑対象店舗への、キャッシュレス決済の導入を支援。



《軽減税率対策補助金とキャッシュレス・消費者還元事業の比較》

制度概要	
<p>軽減税率対策補助金</p> <p>本制度は、飲食料品等を扱う中小・小規模事業者の軽減税率対応を支援する目的から、複数税率対応のレジと併せて、付属機器として決済端末等を導入する際に係る費用を補助することとしている。</p> <p>中小・小規模事業者が購入するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①複数税率対応のレジ本体 ②レジに附属する機器 (決済端末を含む) ③設置に要する経費 <p>必要な経費の1/4を中小・小規模事業者が負担、残りの3/4を国が負担</p>	<p>キャッシュレス・消費者還元事業</p> <p>本制度は、消費税率引上げ後の消費喚起と中小・小規模事業者のキャッシュレス化を推進する目的から、決済手数料の補助に加えて、キャッシュレス決済端末の導入に係る費用を幅広く補助することとしている。</p> <p>本制度に参加する各決済事業者が提供するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ①キャッシュレス決済端末 ②決済端末の利用に必要な付属機器 ③システム利用料、設置費用等 ④タブレット、スマートフォン等 <p>自己負担なし</p>



ポイント還元問い合わせ窓口(中小・小規模事業者向け)
0570-000655(ナビダイヤル)
 受付時間: 平日10:00~18:00(土・日・祝日を除く)

本制度の詳細については、ホームページに掲載
<https://cashless.go.jp>